

あおば事務所のお知らせコーナー

No.134 代表社員 阿久津 渉

○労働保険の年度更新について

～労働保険

現在、労働保険の更新手続期間中です。労働保険の制度上、まずは事務組合（埼玉労働福祉協会）ご利用の事業所様から順次手続きをしております。あおば事務所から年度更新の書類を発送しておりますので、必ずご確認ください。また返信が必要な書類については、なるべく早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

○重要年1度の労災保険特別加入の日額変更の時期になりました

～労災保険

労災保険（正式には労働者災害補償保険）の特別加入とは、経営者でも特別に労災保険に加入できる制度です。仕事中にケガをして働くことができない場合などの補償を 3,500 円～25,000 円までの 16 区分の日額から選ぶことができ、この日額によって保険料と 1 日あたりの補償額が決まります。そして日額を変更(上げる)する場合は年に 1 度、3 月中に手続きを行う必要がありますので、変更を希望される事業主様はあおば事務所までご一報ください。

労災保険は、原則として、労働者の仕事中のケガや病気に対して、治療費やお休みした時の賃金の補償等のためにあるもので、社長をはじめとする経営者の方は対象外となっています。しかも経営者の場合、仕事中のケガは原則的には健康保険でも対象にならないので何の保険も使えない可能性もあります。そこであおば事務所では、経営者の方につきましては特別加入されることをお勧めしております。労働保険事務組合(当事務所では埼玉労働福祉協会)に事務委託することで加入することができます。この制度について疑問・質問がありましたらあおば事務所までご相談ください。

○社会保険料率が変わります

～社会保険

ここでいう社会保険とは健康保険、介護保険、厚生年金の 3 つを指しますが、毎年 3 月はそのうち健康保険料率及び介護保険料率の改定月になっております。本人が負担する社会保険料は、翌月の給与から天引きするという原則がありますので、実際は 4 月に支払われる給与から変更となります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。個人別保険料額表(黄色の用紙)を郵送でお届けしておりますので必ず確認をお願いいたします。

- ・健康保険⇒ 4.935%(埼玉) 4.955%(東京) 4.945%(茨城)
- ・介護保険⇒ 0.825%(40歳以上65歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.091%

※料率は協会けんぽのもので他県や健保組合は上記と違うことがあります。

○雇用保険料率は引き下げになる予定です

～雇用保険

平成 29 年度(平成 29 年 4 月～)の雇用保険料率は引き下げになる予定です※。

- ・一般の事業所⇒ 本人負担 0.3% 会社負担 0.6%
- ・建設の事業所⇒ 本人負担 0.4% 会社負担 0.8%

※現在国会にて審議中です。法律案の内容が修正されず成立した場合、雇用保険料率は上記のとおりとなります。

○給付申請関係の控書類の発送について

～ご連絡

これまでは健康保険・労災保険等の給付申請手続きをご依頼いただいた際に、申請後の書類の控えはあおば事務所保管しておりましたが、今後の手続きにつきましては事業所様にも完了書類をお送りいたしますので、確認の上、保管をお願いいたします

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方(週の所定労働時間が 20 時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)